

第 20 回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会理事会 資料

日 時 令和 2 年 10 月 23 日（金）14:00～15:00
場 所 ZOOMによる開催
次 第

1. 開 会
2. 役員紹介
3. 会長挨拶
4. I C B A理事長挨拶
5. 議 事
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）利用状況等
 - （3）改修状況
 - （4）利用料金額の当面据置案
 - （5）その他

配付資料

- 【資料 1-1】 連絡協議会役員一覧
- 【資料 1-2】 前回理事会（令和元年 7 月 19 日開催）議事録（案）
- 【資料 2 】 建築行政共用データベースシステム 利用状況・登録状況
- 【資料 3 】 サブシステムの改修状況
- 【資料 4 】 利用料金額の令和 6 年度末までの据置（案）
- 【資料 5-1】 既存建築確認台帳の電子データ化について
- 【資料 5-2】 建築行政・技術情報提供事業
- 【資料 5-3】 建築情報システム高度化促進事業
- 【参考】 連絡協議会 入会状況

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役 員 一 覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	山崎 弘人
副会長	大阪府住宅まちづくり部建築指導室長	山添 光訓
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	古屋 剛
	宮城県土木部技術参事兼建築宅地課長	千葉 博之
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	黒川 光訓
	愛知県建築局建築指導課長	山下 賢一
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	近 都 学
	広島県土木建築局建築課長	吉田 勝則
	香川県土木部建築指導課長	尾楠 和寿
	福岡県建築都市部建築指導課長	大藪 和博
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	角田 広行
	浜松市都市整備部次長兼建築行政課長	瀧口 克也
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	中坊 雅信
	福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長	柴 田 桂
	日本E R I（株）確認検査本部確認管理部長	増 田 健
	ビューローベリタスジャパン(株)シニアアドバイザー	川越 茂幸
	（株）確認サービス取締役総務企画統括部長	中川 鋭彦
	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄 真次
	（公社）日本建築士会連合会専務理事	成藤 宣昌
	（一社）日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷 献弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	深井 敦夫
	国土交通省住宅局市街地建築課長	宿本 尚吾
	国土交通省関東地方整備局建政部長	大井 裕子
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	伊藤 康行

第 19 回 建築行政共用データベースシステム理事会 議事録（案）

日 時 令和元年 7 月 19 日（金） 11：30～12：00

場 所 フクラシア東京ステーション

資 料

- ・連絡協議会役員一覧
- ・前回連絡協議会理事会 議事録（案）
- ・利用状況
- ・改修状況
- ・運用支援
- ・その他
- ・協議会会則
- ・連絡協議会入会状況
- ・導入相談コーナーのご案内

出席者（敬称略、カッコ内は代理出席者）

会 長 東京都 ： 青柳 一彦

副会長 大阪府 ： 前田 栄治

理 事 北海道 ： 西澤 拓哉（尾崎）

神奈川県：三沢 高行

愛知県 ： 山下 賢一

三重県 ： 岡村 佳則（近藤）

島根県 ： 杉原 康夫

広島県 ： 吉田 勝則（兼原）

大阪市 ： 森 英彦（八木）

福岡市 ： 西村 誠二

（株）日本 E R I ： 増田 健

ビューローベリタスジャパン（株）： 川越 茂幸

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター： 武縄 真次

（一社）日本建築士事務所協会連合会： 居谷 献弥

オブザーバー 国土交通省関東地方整備局： 小林 正典（中島）

事務局 笹井 俊克、坂田 英督、鳥居 寿美男、丹治 徹、久保 博史、
小池 政司、栗原 吉史

1. 役員紹介（事務局）

事務局より役員が紹介された。

2. 理事長挨拶（ICBA 笹井理事長）

日頃より建築行政共用データベースはじめ当財団事業にご協力・ご支援いただいていることを改めてお礼申し上げます。

本日は午前はこの理事会、13時30分より2年ぶりの総会を開催する。総会においても挨拶の時間を頂戴しているため、この場では短い挨拶とさせていただく。本日の理事会における議決事項としては役員改選を予定しており、他の議事としては建築行政共用データベース、その他の事業について最近の情報をお伝えする。

建築行政共用データベースの運用を開始して今年で10年目となり、その運用の定着化と共に会議の内容も定例化しているが、本協議会は役員の皆様をはじめ利用者の方々と私共運営側が意思疎通を図る貴重な機会と考えているため、今後も積極的にご参加いただけるようお願いする。

3. 会長挨拶（東京都 青柳会長）

この理事会は、総会に先立って開催され、総会で取り扱う事項を事前に確認する場である。今回は付議事項として、役員選任があり、報告事項としては、共用データベースの利用状況、改修状況といった内容を報告する予定である。理事の皆さまには、会議の円滑な運営にご協力いただくようお願いする。

4. 議 事

（1）総会付議事項の確認

事務局より、総会配布予定資料を基に役員選任の件について説明され、原案どおり総会に付議することを確認した。

（2）利用状況

事務局より、配布資料を基に利用状況等について説明された。

（3）改修状況

事務局より、配布資料を基に改修状況について説明された。

（4）運用支援

事務局より、配布資料を基に運用支援について説明された。

（5）その他

事務局より、配布資料を基にその他について説明された。

【質疑・要望①】

資料 P17 のデータ受け入れ特定行政庁一覧にある兵庫県が新規受入中止とあるが、これはどういう意味か。（大阪市）

【回答①】

兵庫県より現時点においては現在受け入れている指定確認検査機関以外の新規の機関からの受け入れは行わないという意志表明があったためである。（事務局）

5. その他

次回理事会は、来年夏頃を予定。

以上

建築行政共用データベースシステム利用状況・登録状況

(1) 利用状況 (令和2年9月1日現在)

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
建築士・事務所 登録閲覧システム (照会)	特定行政庁 (限特以外)	293	13	306	96%
	限定特定行政庁	91	54	145	66%
	小計	384	67	451	85%
	指定確認検査機関	109	22	131	83%
	指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含む) 注1	43	10	53	81%
	小計	152	32	184	83%
	合計	536	99	635	84%
台帳登録閲覧 システム	特定行政庁 (限特以外)	198	108	306	65%
	限定特定行政庁	70	75	145	48%
	合計	268	183	451	59%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	注2 総数	利用割合
法令・大臣認定 データベース	特定行政庁 (限特以外)	268	25	293	91%
	限定特定行政庁	74	17	91	81%
	小計	342	42	384	89%
	指定確認検査機関	81	28	109	74%
	指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含まず) 注3	1	8	9	11%
	小計	82	36	118	69%
	合計	424	78	502	84%

注1) 指定構造計算適合性判定機関（県、確認検査兼業含む）には、次の数が含まれる。

- ・自ら構造適判を行っている県の数（確認検査部門は特定行政庁に計上）
- ・指定確認検査機関における構造適判部門の数（確認検査部門は指定確認検査機関に計上）

注2) 法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム（照会）の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。

注3) 指定構造計算適合性判定機関（県、確認検査兼業含まず）には、注1に掲げる数に含まれない。

②建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用 団体一覧（その1）

【特定行政庁（限特以外）】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	石川	七尾市	6	兵庫	伊丹市	11	岡山	新見市
2	〃	小松市	7	〃	宝塚市	12	大分	日田市
3	兵庫	尼崎市	8	〃	川西市	13	鹿児島	鹿児島市
4	〃	西宮市	9	奈良	生駒市			
5	〃	芦屋市	10	岡山	玉野市			

【限定特定行政庁】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	岩見沢市	19	北海道	伊達市	37	埼玉	蕨市
2	〃	留萌市	20	〃	北広島市	38	〃	朝霞市
3	〃	稚内市	21	〃	石狩市	39	〃	桶川市
4	〃	美唄市	22	〃	北斗市	40	〃	北本市
5	〃	芦別市	23	〃	当別町	41	〃	八潮市
6	〃	赤平市	24	〃	余市町	42	〃	蓮田市
7	〃	紋別市	25	〃	長沼町	43	〃	幸手市
8	〃	士別市	26	〃	美幌町	44	〃	吉川市
9	〃	名寄市	27	〃	遠軽町	45	〃	杉戸町
10	〃	三笠市	28	〃	白老町	46	〃	白岡市
11	〃	根室市	29	〃	音更町	47	長野	塩尻市
12	〃	千歳市	30	〃	芽室町	48	岐阜	高山市
13	〃	滝川市	31	〃	幕別町	49	〃	多治見市
14	〃	砂川市	32	〃	釧路町	50	〃	可児市
15	〃	深川市	33	〃	厚岸町	51	愛知	瀬戸市
16	〃	富良野市	34	〃	中標津町	52	長崎	平戸市
17	〃	登別市	35	群馬	藤岡市	53	〃	松浦市
18	〃	恵庭市	36	埼玉	鴻巣市	54	〃	五島市

③建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用 団体一覧（その2）

【指定確認検査機関】

No	本社所在地	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ
2	〃	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	〃	株式会社住まい建築検査
4	青森	有限会社アーバン建築確認検査機関
5	秋田	公益財団法人秋田市総合振興公社
6	〃	株式会社秋田建築確認検査機関
7	〃	株式会社北日本建築検査機構
8	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
9	福島	株式会社建築検査機構
10	〃	合同会社あんしん住宅検査センター
11	埼玉	株式会社埼玉建築確認検査機構
12	東京	多摩確認検査株式会社
13	石川	一般財団法人石川県建築住宅センター
14	山梨	株式会社Y K S 確認検査機構
15	岐阜	有限会社みの建築確認検査センター
16	愛知	株式会社名古屋建築確認・検査システム
17	兵庫	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
18	和歌山	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
19	鳥取	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
20	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
21	香川	株式会社香川県建築住宅センター
22	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

【指定構造計算適合性判定機関】

No	本社所在地	団体名
1	岩手	一般財団法人岩手県建築住宅センター
2	宮城	一般財団法人宮城県建築住宅センター
3	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
4	福島	一般財団法人福島県建築安全機構
5	福井	一般財団法人福井県建築住宅センター
6	長野	一般財団法人長野県建築住宅センター
7	大阪	株式会社国際確認検査センター
8	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
9	大分	一般社団法人大分県建築構造技術センター
10	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

④台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*北海道	41	栃木	*佐野市	81	神奈川	平塚市
2	〃	*函館市	42	〃	*鹿沼市	82	〃	鎌倉市
3	〃	*旭川市	43	〃	*小山市	83	〃	*小田原市
4	〃	*室蘭市	44	〃	*那須塩原市	84	〃	*茅ヶ崎市
5	〃	*釧路市	45	〃	*日光市	85	〃	*秦野市
6	〃	*帯広市	46	〃	*大田原市	86	〃	厚木市
7	〃	*苫小牧市	47	群馬	群馬県	87	〃	*大和市
8	青森	*青森県	48	〃	前橋市	88	新潟	新潟県
9	〃	*青森市	49	〃	*高崎市	89	〃	*長岡市
10	〃	*弘前市	50	〃	*桐生市	90	〃	*柏崎市
11	〃	*八戸市	51	〃	太田市	91	〃	*新発田市
12	岩手	*岩手県	52	〃	館林市	92	〃	*上越市
13	〃	*盛岡市	53	埼玉	*埼玉県	93	富山	*富山県
14	宮城	*宮城県	54	〃	*さいたま市	94	石川	*石川県
15	〃	仙台市	55	〃	*川口市	95	〃	*金沢市
16	〃	*石巻市	56	〃	草加市	96	〃	*加賀市
17	〃	*塩竈市	57	〃	*熊谷市	97	〃	*野々市市
18	〃	*大崎市	58	千葉	*千葉県	98	福井	*福井県
19	秋田	*秋田市	59	〃	*千葉市	99	〃	福井市
20	〃	*横手市	60	〃	市川市	100	山梨	*山梨県
21	山形	*山形県	61	〃	松戸市	101	岐阜	*岐阜県
22	〃	*山形市	62	〃	柏市	102	〃	*岐阜市
23	福島	*福島県	63	〃	*市原市	103	〃	*大垣市
24	〃	*福島市	64	〃	*木更津市	104	〃	*各務原市
25	〃	*郡山市	65	〃	<u>成田市</u>	105	静岡	*静岡県
26	〃	*いわき市	66	〃	習志野市	106	〃	*静岡市
27	茨城	*茨城県	67	〃	*流山市	107	〃	*浜松市
28	〃	*水戸市	68	〃	*我孫子市	108	〃	*沼津市
29	〃	*日立市	69	〃	*浦安市	109	〃	*富士宮市
30	〃	*土浦市	70	東京	千代田区	110	〃	*富士市
31	〃	*古河市	71	〃	*港区	111	〃	*焼津市
32	〃	*高萩市	72	〃	江東区	112	愛知	*豊橋市
33	〃	*北茨城市	73	〃	*中野区	113	〃	岡崎市
34	〃	*取手市	74	〃	足立区	114	〃	*一宮市
35	〃	*つくば市	75	〃	*葛飾区	115	〃	*春日井市
36	〃	ひたちなか市	76	神奈川	神奈川県	116	〃	*豊田市
37	栃木	*栃木県	77	〃	*横浜市	117	三重	三重県
38	〃	*宇都宮市	78	〃	川崎市	118	〃	*四日市市
39	〃	*足利市	79	〃	横須賀市	119	〃	*津市
40	〃	*栃木市	80	〃	藤沢市	120	〃	松阪市

【特定行政庁（限特以外）】つづき

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
121	三重	*桑名市	151	島根	出雲市	181	福岡	*北九州市
122	〃	*鈴鹿市	152	岡山	*岡山県	182	〃	*福岡市
123	滋賀	*滋賀県	153	〃	*倉敷市	183	〃	*大牟田市
124	〃	*大津市	154	〃	*津山市	184	佐賀	*佐賀県
125	〃	*彦根市	155	〃	*総社市	185	〃	佐賀市
126	〃	*長浜市	156	〃	笠岡市	186	長崎	*長崎県
127	〃	*近江八幡市	157	広島	*広島県	187	〃	*長崎市
128	〃	*草津市	158	〃	*広島市	188	〃	*佐世保市
129	〃	*守山市	159	〃	*福山市	189	熊本	*熊本県
130	〃	*東近江市	160	〃	*呉市	190	大分	*佐伯市
131	京都	*京都府	161	〃	*三原市	191	宮崎	*宮崎県
132	〃	宇治市	162	〃	尾道市	192	〃	*宮崎市
133	大阪	*大阪府	163	〃	東広島市	193	〃	*都城市
134	〃	大阪市	164	〃	*廿日市市	194	〃	*日向市
135	〃	*堺市	165	山口	*山口県	195	鹿児島	*鹿児島県
136	〃	吹田市	166	〃	*下関市	196	沖縄	*沖縄県
137	〃	*寝屋川市	167	〃	*宇部市	197	〃	*那覇市
138	〃	*箕面市	168	〃	*山口市	198	〃	沖縄市
139	〃	*羽曳野市	169	〃	*周南市			
140	〃	*門真市	170	〃	*萩市			
141	奈良	奈良県	171	〃	*防府市			
142	〃	奈良市	172	〃	*岩国市			
143	〃	*橿原市	173	愛媛	*愛媛県			
144	和歌山	*和歌山市	174	〃	*松山市			
145	鳥取	*鳥取県	175	〃	*今治市			
146	〃	*鳥取市	176	〃	*新居浜市			
147	〃	米子市	177	〃	*西条市			
148	〃	*倉吉市	178	高知	*高知県			
149	島根	*島根県	179	〃	*高知市			
150	〃	*松江市	180	福岡	*福岡県			

⑤台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その２）

【限定特定行政庁】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*東神楽町	25	埼玉	*日高市	49	愛知	*西尾市
2	岩手	*宮古市	26	〃	*松伏町	50	〃	*江南市
3	〃	*花巻市	27	千葉	*野田市	51	〃	*小牧市
4	〃	*北上市	28	〃	*茂原市	52	〃	*東海市
5	〃	*一関市	29	〃	*鎌ヶ谷市	53	〃	*大府市
6	〃	*釜石市	30	〃	*君津市	54	三重	*名張市
7	〃	*奥州市	31	〃	*四街道市	55	〃	亀山市
8	山形	*米沢市	32	〃	印西市	56	鳥取	*境港市
9	〃	*鶴岡市	33	〃	白井市	57	島根	*浜田市
10	〃	*酒田市	34	石川	*能美市	58	〃	*益田市
11	〃	*天童市	35	長野	*諏訪市	59	〃	*大田市
12	福島	*会津若松市	36	静岡	*三島市	60	〃	*安来市
13	〃	*須賀川市	37	〃	*磐田市	61	〃	*江津市
14	群馬	*渋川市	38	〃	*伊東市	62	〃	*雲南市
15	〃	*富岡市	39	〃	*島田市	63	広島	*三次市
16	〃	*安中市	40	〃	*掛川市	64	山口	*長門市
17	〃	*沼田市	41	〃	*藤枝市	65	〃	*山陽小野田市
18	〃	*みどり市	42	〃	*御殿場市	66	愛媛	*宇和島市
19	埼玉	*飯能市	43	〃	*袋井市	67	長崎	*島原市
20	〃	*本庄市	44	〃	*裾野市	68	〃	*大村市
21	〃	*東松山市	45	〃	*湖西市	69	鹿児島	* <u>鹿屋市</u>
22	〃	*深谷市	46	愛知	*半田市	70	〃	*霧島市
23	〃	*入間市	47	〃	*豊川市			
24	〃	*坂戸市	48	〃	*安城市			

⑥道路情報登録閲覧システム 利用団体一覧

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	秋田	秋田市	3	福井	福井県
2	福島	福島県	4	奈良	奈良県

⑦建築行政地図情報システム 利用団体一覧 下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	旭川市	7	千葉	<u>成田市</u>	13	三重	鈴鹿市
2	岩手	花巻市	8	東京	千代田区	14	鳥取	米子市
3	栃木	栃木県	9	〃	中野区	15	〃	倉吉市
4	群馬	太田市	10	〃	足立区	16	島根	<u>出雲市</u>
5	千葉	千葉県	11	〃	葛飾区	17	広島	広島県
6	〃	茂原市	12	三重	松阪市			

⑧通知・報告配信システム

【データ受け入れ特定行政庁】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 ：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
北海道 (な し)					41	千葉	市 原 市	H27. 02	
1	青森	青 森 県	H30. 02		42	"	木 更 津 市	H27. 02	
2	"	青 森 市	H30. 02		43	"	習 志 野 市	H27. 02	
3	"	弘 前 市	H30. 02		44	"	我 孫 子 市	H27. 02	
4	"	八 戸 市	H30. 02		45	"	浦 安 市	H27. 02	
5	岩手	岩 手 県	H29. 02		46	"	流 山 市	H27. 02	
6	"	盛 岡 市	H29. 02		47	"	野 田 市	H27. 02	
7	"	宮 古 市	H29. 02		48	"	茂 原 市	H27. 02	
8	"	花 巻 市	H29. 02		49	"	鎌 ケ 谷 市	H27. 02	
9	"	北 上 市	H29. 02		50	"	四 街 道 市	H27. 02	
10	"	一 関 市	H29. 02		51	"	印 西 市	H27. 02	
11	"	釜 石 市	H29. 02		52	"	白 井 市	H27. 02	
12	"	奥 州 市	H29. 02		53	"	君 津 市	H29. 11	
13	宮城	宮 城 県	H27. 12	データ本位可	東京 (な し)				
14	"	仙 台 市	H27. 12		54	神奈川	横 浜 市	H31. 04	データ本位可
15	"	石 巻 市	H27. 12		55	"	川 崎 市	H31. 04	データ本位可
16	"	塩 竈 市	H27. 12		56	"	横 須 賀 市	H30. 04	データ本位可
17	"	大 崎 市	H27. 12		57	"	茅 ケ 崎 市	H31. 04	データ本位可
秋田 (な し)					新潟 (な し)				
山形 (な し)					58	富山	富 山 県	H23. 04	
18	福島	福 島 県	H25. 10		59	"	富 山 市	H23. 04	
19	"	福 島 市	H25. 10		石川 (な し)				
20	"	郡 山 市	H25. 10		60	福井	福 井 県	H23. 04	
21	"	い わ き 市	H25. 10		61	"	福 井 市	H23. 04	データ本位可
22	"	会 津 若 松 市	H25. 10		62	山梨	山 梨 県	H30. 02	データ本位可
23	"	須 賀 川 市	H25. 10		長野 (な し)				
茨城 (な し)					岐阜 (な し)				
栃木 (な し)					63	静岡	静 岡 県	H23. 04	
24	群馬	群 馬 県	H27. 12		64	"	静 岡 市	H23. 04	データ本位可
25	"	高 崎 市	H28. 03		65	"	浜 松 市	H23. 04	データ本位可
26	"	前 橋 市	H30. 04		66	"	沼 津 市	H23. 04	
27	"	太 田 市	H27. 12	データ本位可	67	"	富 士 宮 市	H22. 04	
28	"	館 林 市	H28. 05		68	"	富 士 市	H23. 04	
29	"	桐 生 市	H30. 04		69	"	焼 津 市	H23. 04	
30	"	渋 川 市	H27. 12		70	"	三 島 市	H22. 04	
31	"	富 岡 市	H27. 12		71	"	磐 田 市	H23. 04	
32	"	安 中 市	H27. 12		72	"	伊 東 市	H22. 04	
33	"	沼 田 市	H28. 05		73	"	島 田 市	H23. 04	
34	"	み ど り 市	H28. 10		74	"	掛 川 市	H23. 04	
35	埼玉	さいたま市	H25. 02	データ本位可	75	"	藤 枝 市	H23. 04	
36	千葉	千 葉 県	H27. 02		76	"	御 殿 場 市	H23. 04	
37	"	千 葉 市	H27. 02		77	"	袋 井 市	H23. 04	
38	"	市 川 市	H30. 11		78	"	裾 野 市	H25. 04	
39	"	松 戸 市	H27. 02		79	"	湖 西 市	H23. 04	
40	"	柏 市	H27. 02						

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 ：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
80	愛知	名古屋	H30.03		119	広島	広島県	H26.04	
81	"	半田市	H30.03		120	"	広島市	H26.04	
82	"	安城市	H30.03		121	"	福山市	H26.04	
83	"	西尾市	H30.03		122	"	呉市	H26.04	
84	"	東海市	H30.03		123	"	三原市	H26.04	
85	三重	四日市	R02.04	データ本位可	124	"	尾道市	H26.04	
86	滋賀	滋賀県	H25.05		125	"	東広島市	H26.04	
87	"	大津市	H25.05		126	"	廿日市	H26.04	
88	"	彦根市	H25.05		127	"	三次市	H26.04	
89	"	長浜市	H25.05			山口	(なし)		
90	"	近江八幡市	H25.05			徳島	(なし)		
91	"	草津市	H25.05			香川	(なし)		
92	"	守山市	H25.05		128	愛媛	愛媛県	H28.06	
93	"	東近江市	H25.05		129	"	松山市	H28.06	
94	京都	京都府	H27.11		130	"	今治市	H28.06	
95	"	宇治市	H27.11		131	"	新居浜市	H28.06	
96	大阪	大阪府	H27.09	データ本位可	132	"	西条市	H28.06	
97	"	堺市	H27.09	データ本位可	133	"	宇和島市	H28.06	
98	"	大阪市	H27.11		134	高知	高知県	H23.04	
99	"	箕面市	H27.09	データ本位可	135	"	高知市	H23.04	
100	"	寝屋川市	R02.08	データ本位可	136	福岡	福岡県	H26.04	
101	"	門真市	H28.08	データ本位のみ	137	"	北九州市	H26.04	
102	"	羽曳野市	H31.04	データ本位可	138	"	福岡市	H26.04	
103	兵庫	兵庫県	H26.12		139	"	大牟田市	H23.04	データ本位可
104	"	神戸市	H30.12	データ本位可		佐賀	(なし)		
105	奈良	奈良県	H27.08		140	長崎	長崎県	H28.04	データ本位可
106	"	奈良市	H27.08		141	"	佐世保市	H28.04	データ本位可
107	"	橿原市	H27.08		142	"	長崎市	H28.04	データ本位可
108	和歌山	和歌山市	H29.11		143	"	島原市	H28.04	
	鳥取	(なし)			144	"	大村市	H28.04	
109	島根	島根県	H28.04		145	熊本	熊本県	H30.12	
110	"	松江市	H28.04		146	大分	佐伯市	H29.10	
111	"	出雲市	H30.03			宮崎	(なし)		
112	"	安来市	H28.04			鹿児島	(なし)		
113	"	雲南市	H28.04		147	沖縄	沖縄県	R01.06	データ本位可
114	岡山	岡山県	H28.07		148	"	那覇市	R02.05	データ本位可
115	"	倉敷市	H28.07						
116	"	津山市	H28.07						
117	"	笠岡市	H28.07						
118	"	総社市	H28.07						

【データ送信実施機関】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印：ペーパーレス化を一切行わない電子報告

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
1	大臣	一般財団法人日本建築総合試験所	H27	大阪府, 堺市, 羽曳野市, 箕面市, 神戸市	データ本位
2	〃	日本E R I 株式会社	H30	太田市, 横浜市, 川崎市, 横須賀市, 茅ヶ崎市, 福井市, 静岡市, 浜松市, 四日市市, 大阪府, 門真市, 大牟田市, 長崎県, 長崎市, 佐世保市, 沖縄県, 那覇市	データ本位
3	〃	ビューローベリタスジャパン株式会社	H25	太田市, さいたま市, 横浜市, 川崎市, 横須賀市, 茅ヶ崎市, 福井市, 浜松市, 四日市市, 大阪府, 堺市, 箕面市, 門真市, 神戸市, 沖縄県	データ本位
4	〃	株式会社住宅性能評価センター	H30	郡山市, 太田市, 横浜市, 川崎市, 横須賀市, 茅ヶ崎市, 福井市, 静岡市, 浜松市, 大阪府, 寝屋川市, 大牟田市, 長崎県, 長崎市, 佐世保市, 沖縄県, 那覇市	データ本位
5	〃	株式会社国際確認検査センター	H27	太田市, 京都府, 大阪府, 大阪市, 堺市, 箕面市, 羽曳野市, 神戸市, 長崎県, 佐世保市, 長崎市, 島原市, 大村市	
6	〃	株式会社東京建築検査機構	R01	太田市, 横浜市, 川崎市, 横須賀市, 茅ヶ崎市, 大阪府, 堺市, 佐世保市	データ本位
7	〃	日本確認センター株式会社	H27	太田市, 千葉県, 千葉市, 市川市, 松戸市, 柏市, 市原市, 木更津市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 野田市, 茂原市, 流山市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 四街道市, 印西市, 白井市	
8	〃	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	H22	静岡県, 静岡市, 浜松市, 沼津市, 富士宮市, 富士市, 焼津市, 三島市, 磐田市, 伊東市, 島田市, 掛川市, 藤枝市, 御殿場市, 袋井市, 裾野市, 湖西市	
9	地整	一般社団法人日本住宅性能評価機構	H31	山梨県	データ本位
10	〃	建築検査機構株式会社	H31	滋賀県, 大津市, 彦根市, 長浜市, 近江八幡市, 草津市, 守山市, 東近江市, 京都府, 宇治市, 大阪府, 大阪市, 堺市, 箕面市, 羽曳野市, 神戸市, 奈良県, 奈良市, 和歌山市	
11	〃	株式会社阪確サポート	H27	大阪府, 堺市, 箕面市, 門真市	データ本位
12	〃	株式会社確認検査機構プラン21	H27	京都府, 宇治市, 大阪府, 大阪市, 箕面市, 羽曳野市, 堺市, 神戸市, 奈良県, 奈良市, 橿原市	
13	〃	アール・イー・ジャパン株式会社	H27	大阪府, 堺市, 箕面市, 門真市, 羽曳野市	データ本位
14	〃	株式会社総合確認検査機構	H29	京都府, 大阪府, 大阪市, 堺市, 羽曳野市, 和歌山市	
15	〃	九州住宅保証株式会社	R01	福岡県, 北九州市, 福岡市, 大牟田市, 長崎県, 長崎市, 佐世保市, 島原市, 大村市, 熊本県, 佐伯市	
16	知事	株式会社建築住宅センター	H30	青森県, 青森市, 弘前市, 八戸市	
17	〃	一般財団法人岩手県建築住宅センター	H29	岩手県, 盛岡市, 宮古市, 花巻市, 北上市, 一関市, 釜石市, 奥州市	

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
18	〃	株式会社東北建築センター	H29	宮城県, 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 大崎市	
19	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター	H28	宮城県, 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 大崎市	データ本位 (一部特庁のみ)
20	〃	株式会社仙台都市整備センター	H27	宮城県, 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 大崎市	
21	〃	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	H25	福島県, 福島市, 郡山市, いわき市, 会津若松市, 須賀川市	
22	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター	H27	群馬県, 前橋市, 高崎市, 桐生市, 太田市, 館林市, 渋川市, 富岡市, 安中市, 沼田市, みどり市	
23	〃	株式会社千葉県建築住宅センター	H29	千葉県, 千葉市, 市川市, 松戸市, 柏市, 市原市, 木更津市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 野田市, 茂原市, 流山市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 四街道市, 印西市, 白井市	
24	〃	一般財団法人富山県建築住宅センター	H23	富山県, 富山市	
25	〃	一般財団法人福井県建築住宅センター	H23	福井県, 福井市	
26	〃	公益社団法人山梨県建設技術センター	H30	山梨県	データ本位
27	〃	株式会社愛知建築センター	H30	名古屋市, 半田市, 安城市, 西尾市, 東海市	
28	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	H25	滋賀県, 大津市, 彦根市, 長浜市, 近江八幡市, 草津市, 守山市, 東近江市	
29	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	H26	京都府, 宇治市	
30	〃	一般財団法人大阪建築防災センター	H26	大阪府, 堺市, 寝屋川市, 箕面市, 門真市, 羽曳野市	データ本位
31	〃	株式会社兵庫確認検査機構	H26	兵庫県	
32	〃	一般財団法人なら建築住宅センター	H30	奈良県, 奈良市, 橿原市	
33	〃	一般財団法人島根県建築住宅センター	H28	島根県, 松江市, 出雲市, 安来市, 雲南市	
34	〃	岡山県建築住宅センター株式会社	H28	岡山県, 倉敷市, 津山市, 笠岡市, 総社市	
35	〃	株式会社広島建築住宅センター	H26	広島県, 広島市, 福山市, 呉市, 三原市, 尾道市, 東広島市, 廿日市市, 三次市	
36	〃	株式会社愛媛建築住宅センター	H28	愛媛県, 松山市, 今治市, 新居浜市, 宇和島市, 西条市	
37	〃	公益社団法人高知県建設技術公社	H23	高知県, 高知市	
38	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター	H23	福岡県, 北九州市, 福岡市, 大牟田市	
39	〃	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	H29	長崎県, 長崎市	
40	〃	一般財団法人熊本建築審査センター	H30	熊本県	
41	〃	一般財団法人大分県建築住宅センター	H29	佐伯市	

(2) 登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 268 庁のうち、庁内サーバ型を除く 262 庁における確認検査の登録件数（累計）です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

令和 2 年 3 月 31 日現在 単位：件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	20,268,284	883,126	2,025,842	8,737,358	31,914,610
昇降機	445,814	1,925	206	381,095	829,040
建築設備	2,751	103	52	1,360	4,266
1 項工作物	479,279	11,808	108	291,201	782,396
2 項工作物	1,320	83	1	572	1,976
合計	21,197,448	897,045	2,026,209	9,411,586	33,532,288

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

1 年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

平成 31 年度／令和元年度実績 単位：件

指定確認検査機関数	送信件数
41	326,206

③法令・大臣認定データベースの照会件数

1 年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

平成 31 年度／令和元年度実績 単位：件

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	74,171	28,626
大臣認定データベース	23,086	33,493

サブシステムの改修状況

第 1 台帳登録閲覧システム

(1) 法改正対応及び機能追加 (令和 2 年 4 月 1 日)

①法改正対応

- ・確認申請書の第四面の耐火構造関連、建築計画概要書第二面の防火設備の有無に係る規則改正に対応
- ・定期調査報告書、定期検査報告書に係る規則改正に対応

②概要書検索機能の追加・改修

- ・概要書検索の検索条件に、「設計事務所名」等、「設計者登録番号」等を追加
- ・申請紐付け検索、報告書紐付け検索、工事物件紐付け検索時に、処分番号、地名地番に“空白で AND 検索”を追加
- ・定期報告検索時に、各種番号、所在地、所有者、管理者に“空白で AND 検索”を追加

③入力機能の追加・改修

- ・配信システムからの昇降機等の報告受付時、1 報告に格納された複数昇降機を、複数の申請書として分割して登録する機能を追加

④帳票出力機能の拡充

- ・保健所通知書の EXCEL 出力機能を追加

⑤統計（データ抽出）機能

- ・確認等台帳情報に「取下げ日」、「取止め日」を追加

(2) 今後の改修予定

①入力機能

- ・指定確認検査機関から同一物件が紙と電子で送られた場合の二重入力防止機能を追加（配信システムで登録する際の、同一処分番号の存在チェックによる）
- ・指定確認検査機関から電子で送られた PDF ファイルのうち、閲覧対象とするもの（建築計画概要書等）としないもの（建築工事届等）を分別する機能を追加（添付ファイルの「概要書区分」を変更機能の追加による）
- ・既存不適格事項のコピー機能（確認申請・第三面「その他必要な事項」→完了検

査申請・第三面「備考」）を追加

- ・ CSV ファイル取込機能に昇降機、工作物を追加

②統計（データ抽出）機能

- ・ 一定期間に更新（新規登録、変更）された物件を抽出する機能の追加
（電子台帳・帳簿、確認等台帳情報及び報告書関連情報の抽出条件に「更新日」を追加することによる。ただし、電子台帳・帳簿については、最新の確認申請、計画変更確認申請の更新日が対象。）

③帳票出力

- ・ 台帳記載事項証明書に工事完了届情報を出力可能とする

④市民向け概要書閲覧機能

- ・ 台帳システムの権限として「台帳閲覧権限」だけを設定した場合の概要書閲覧機能を追加
- ・ 市民向けの L G W A N 接続端末の手配と、市民向けユーザ I D の発行により利用可能で、特段の費用は不要
- ・ 操作画面は職員向けのものと同様（市民向けとしてはやや操作が複雑）のため、操作には職員による一定の支援が必要



⑤その他

- ・ 電子報告されたファイルのうち、特定行政庁で閲覧対象とするもの（建築計画概要書等）としないもの（建築工事届等）を指定確認検査機関側のシステムであらかじめ分別できるよう、添付ファイルの「概要書区分」の送受信機能を追加（分別するには、別途指定確認検査機関側のシステム改修が必要）

第2 建築士・事務所登録閲覧システム（登録機関向け）

（1）機能追加等

＜建築士・建築士事務所共通＞

①ファイルを添付する際の機能改善

- ・ファイルを添付する際、操作によっては添付できない場合があるのを改善
[建築士：新規・校正・変更届の免許証写真、添付資料]
[建築士事務所：新規・校正・更新・変更届・誤記訂正の添付資料]

＜建築士関係＞

②外部データ取込の項目別入力制限を画面入力にも適用

- ・建築士の新規入力等は、一級は外部データ取込の方法で、二級及び木造は画面入力の方法で実施されているが、その両者の項目別の入力制限を統一化

③新規入力等の「氏名等検索用類似文字列」機能の追加

- ・新規入力及び校正入力において、「氏名等検索用類似文字列」機能を追加
[高田・高田や渡辺・渡邊・渡邊などを一括して検索するための類似文字の入力欄と検索機能を追加]

④成年後見制度改正に伴う改修

- ・「後見・保佐開始の審判届」から「精神機能の障害の届出」への変更

＜国土交通省関係＞

⑤建築士定期講習等修了者情報の送受信機能

- ・国から連合会及び都道府県への定期講習等修了者情報の送信機能を追加
- ・データ到着と講習データの取込み依頼のメッセージをメインメニュー上に表示
- ・連合会、都道府県において講習データ取込機能を追加

⑥全建築士及び全事務所所属建築士の一括出力機能

- ・国による一級建築士情報に加え、二級・木造建築士情報の一括出力機能を追加

⑦統計情報の出力機能

- ・建築士及び所属建築士の人数・年齢・性別に関するデータ集計機能を追加

⑧文書注意「警告者」の登録機能と建築士照会へのリンク新設

- ・「警告者」の登録機能及び警告を受けた建築士の照会機能を追加

(2) 今後の改修予定

<建築士関係>

①建築士法改正に伴う改修 (R02. 11. 30 リリース予定)

- ・一級建築士の合格者データ及び卒業証明書等データ(PDF形式)の一括取込処理(バッチ処理)機能を追加
- ・二級・木造建築士の卒業証明書等データ(PDF形式)の一括取込処理(バッチ処理)機能を追加(合格者データの取り込み方法は従前どおり)
- ・合格者データ編集画面に現住所等の項目編集機能を追加
- ・合格者データ参照画面に卒業証明書等データ(PDF形式)の参照機能を追加
- ・建築士の新規入力画面、校正入力画面に卒業証明書等データ(PDF形式)の参照機能を追加
- ・建築士の新規入力画面、校正入力画面に学歴や取得単位と実務経験年数をチェックできる機能を追加、あわせて外部データ取込においても同機能の追加
- ・建築士検索登録内容及び建築士照会登録内容に「学歴等コード」と「実務経験年数」を表示

<建築士事務所>

②法人役員の事務所ステータスの改善 (R02 年度リリース予定)

- ・法人役員の事務所ステータス(有効/廃業等の別)は、「カタカナ(姓)」、「カタカナ(名)」の2項目の一致で判断していたが、「性別」「生年月日」の情報が整備されたため、「カタカナ(姓)」、「カタカナ(名)」、「性別」及び「生年月日」の4項目の一致で判断するよう対応

利用料金額の令和6年度末までの据置（案）

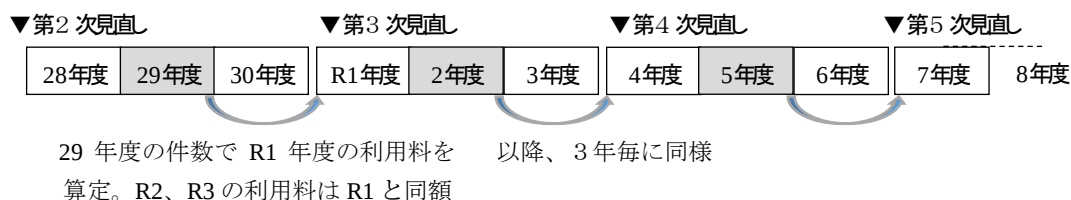
（１）利用料金額算定の概要

- ・利用団体ごとに利用するサブシステムを選択し、サブシステム別に年間利用料を算定。
- ・各年度の利用料は、利用するサブシステムの年間利用料の総和。
- ・主なサブシステムの年間利用料算定の概要は次のとおり。

	サブシステム	利用率	算定方法	価格帯
A	台帳登録閲覧システム	特庁限定 約6割	行政区分（都道府県・政令市等の別）と年間確認件数（民間分も加味）に応じて設定	5～650万円
B	通知・報告配信システム	約8割 (注)	確認審査報告書の送信件数・受理件数に応じて設定予定。令和3年度までは無料	0
C	建築士システム（照会）	約8割	確認件数に応じて設定	0～80万円
D	法令・大臣認定データベース	C利用者の約8割	確認件数等によらず一律	8万円

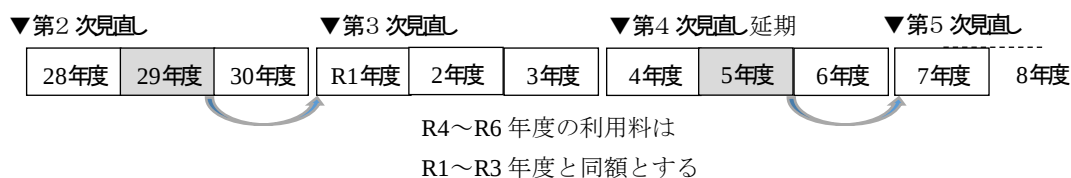
※注 利用率は契約ベースで算定しているが、B通知・報告配信システムは実際に活用している団体は約3割。

- ・年間確認件数等の件数は、利用開始年度の2年度前の実績値を適用する。このため、利用年度の利用金額は実質定額である。
- ・年間確認件数等の件数は、利用開始年度によらず、平成22年度稼働開始を起点として3年度ごとに一斉に見直しをかけてきた。次回見直しは令和4年度で、その際の年間確認件数等の件数は令和2年度の実績値を用いる。



（２）第4次見直しの延期（令和6年度までの据え置き）

- ・これまでの原則によれば、次回見直しは令和4年度で、令和2年度の件数により決定することとなる。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年度の確認件数の減少が見込まれ、ここ数年の件数推移が異常な動きとなる可能性がある。
- ・そこで、第4次見直しは見送り、令和4年度から6年度までの利用料金額は、現在の利用料金額を据え置く方針としたい。



- ・本協議会理事のご意見も踏まえつつ、以上について、令和4年度の予算措置が始まる令和3年夏頃に利用者に周知を図る予定。

既存建築確認台帳の電子データ化について

ICBAでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用DBに投入する業務を実施しています。

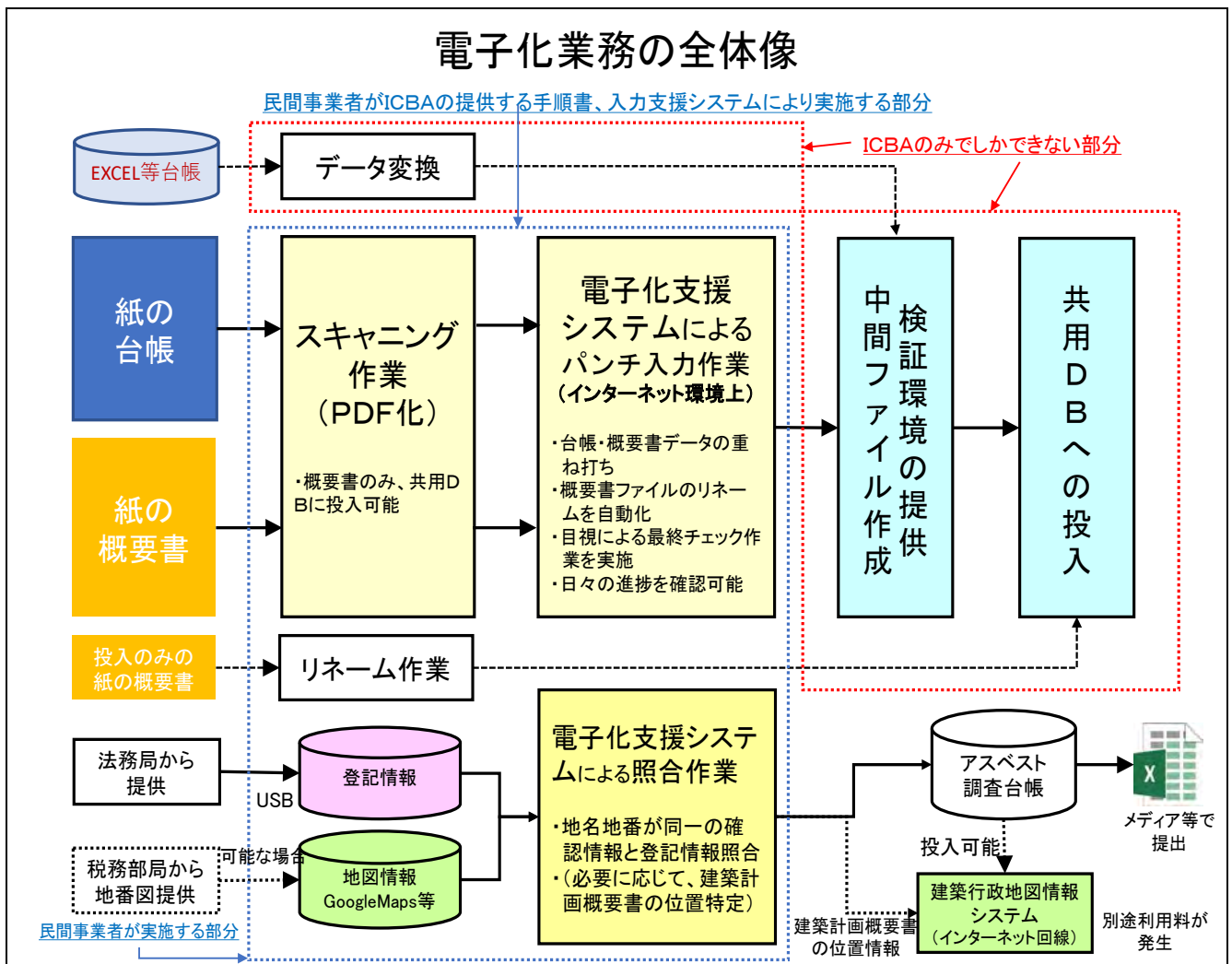
1) アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、平成 29 年 12 月 25 日「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)の延長について」(事務連絡)のとおり、令和 2 年度末まで延長されています。また、国土交通省においてさらなる期限の延長を要求されています。

この補助金は定額補助であり、台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書PDFを共用DBに投入する(①:電子化業務)ことのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成する「アスベスト調査台帳」を整備する(②:アスベスト調査台帳整備業務)費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成 29 年 3 月 31 日国住指第 4546 号「台帳記載事項証明書の発行について」(課長通知)で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易となると考えられます。

表1 ICBAの実施する建築物等の電子化業務の全体像について



① 電子化業務について

表2の区分①の「電子化作業」により、ICBAが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供する電子化業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウドの環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをICBAが提供するものであり、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

なお、共用DBに投入するデータを作成するには、一定のデータ仕様を満足する「中間ファイル」(XML ファイル)を作成する必要があり、これを検証環境で事前に確認を受けた後、共用DBの本番環境に投入します。

表2の区分②の「既存データの移行」は、既存の電子データ(CSV、Excel、Access など)による台帳データ等を変換し、共用DBに投入するものであり、①と②を組み合わせる場合もあります。

表2 ICBAの電子化業務受託方式(紙の台帳・概要書を共用DBに投入する場合)

業務受託方式 (○がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	概要書等のPDF化	データパンチ入力	電子化支援システム提供	中間ファイル作成 検証用環境の提供	共用DBへの投入	備考
① 電子化作業	○	原則民間業者が実施		○	○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結
② 既存データの移行	—	Access・Excelの既存の台帳データがある場合		—	○	○	

注) 発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により全ての業務の直接受託はお受けしませんのでご注意ください。

② アスベスト調査台帳整備業務について

平成28年5月24日付国住指第4276号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」((課長通達)より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を実施し、アスベスト調査台帳の整備に関する業務を受託しております。

表3 アスベスト調査台帳作成のための位置・所有者特定作業の場合

業務受託方式 (○がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	位置特定作業	所有者特定作業	電子化支援システム提供	アスベスト調査台帳作成	備考
③ アスベスト調査台帳	○	原則民間事業者が実施		○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結

建築行政・技術情報提供事業

①講習会

■建築基準適合判定資格者検定を受検される方を対象とした講習会

・令和2年度建築基準適合判定資格者検定 直前講習会

「令和元年度 建築基準適合判定資格者の手引き」を用い、3 日間でより詳細かつ実践的な内容による研修を行います。

開催時期：令和2年7月14日～7月16日の3日間（申込人数104名）

開催方法：ウェブ開催

後 援：日本建築行政会議

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

・令和2年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修を行います。

なお令和2年度は、ウェブ開催を予定しています。

＜第1回＞ 構造コース 令和2年11月～12月を予定(2日間)(定員100名程度)
意匠・設備コース 令和2年11月～12月を予定(2日間)(定員100名程度)

＜第2回＞ 構造コース 令和3年1月を予定
意匠・設備コース 令和3年1月を予定

後 援：日本建築行政会議（予定）

・令和2年度研修 建築確認実務

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令に関する知識の修得、建築確認において問題となる事例に関する討議を通じ、実務能力の向上を図ります。

開催時期：10月13日～16日の4日間

会 場：（一財）全国建設研修センター 研修会館

共 催：（一財）全国建設研修センター

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

- ・ **2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書（2016 年追補収録版）（通称：黄色本）**
構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は 2016 年 12 月までの法令等の改正・施行を反映させています。

一般価格：8,640 円（税込）、会員価格：7,776 円（税込）

平成 29 年 10 月 25 日 第 4 刷発行

- ・ **建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017 年度版**

法令等の改正、利用者等からの質疑に対する回答やその後の検討結果を踏まえた、適用事例 2013 年度版の改訂版です。

一般価格：4,968 円（税込）、会員価格：4,472 円（税込）

平成 29 年 11 月 15 日 発行

- ・ **令和元年度版 建築基準適合判定資格者の手引き**

これから建築基準適合判定資格者検定を受検する方の参考書です。過去 5 年間に
出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格：3,564 円（税込）、会員価格：3,208 円（税込）

令和元年 5 月 17 日 発行

- ・ **建築構造審査・検査要領 - 実務編 審査マニュアル - 2018 年版**

平成 29 年 9 月までに公布・施工された建築基準法改正に対応し、建築基準関係規定における構造強度に関する基準について、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項についてまとめています。

一般価格：7,020 円（税込）、会員価格：6,318 円（税込）

平成 30 年 3 月 1 日 発行

- ・ **建築物の防火避難規定の解説 2016**

防火避難規定を的確に運用するための基本解説書として 4 年ぶりに改訂しました。

一般価格：4,629 円（税込）、会員価格：4,166 円（税込）※(株)ぎょうせいからの受託販売

平成 28 年 9 月 30 日 第 2 刷発行

(今年度販売開始予定)

- ・ **2020 年版 建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）**

2015 年版同書籍の改訂版。2015 年 6 月以降の法令等の改正・施行を反映させています。

一般価格：9,900 円（税込）、会員価格：8,910 円（税込）

令和 2 年 10 月発行

令和 2 年 11 月 2 日～20 日に、本書籍を解説するウェブ講習会を配信予定。

③情報提供

- ・ **メールマガジンの配信**

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月 2 回配信しています。
登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

- ・ 建築行政・技術情報の提供
- ・ 建築行政関連団体からの情報提供（講習会、セミナー、図書などの案内）
- ・ I C B A が開催する講習会、図書販売の案内

- ・ **ホームページでの建築法令関連情報の提供**

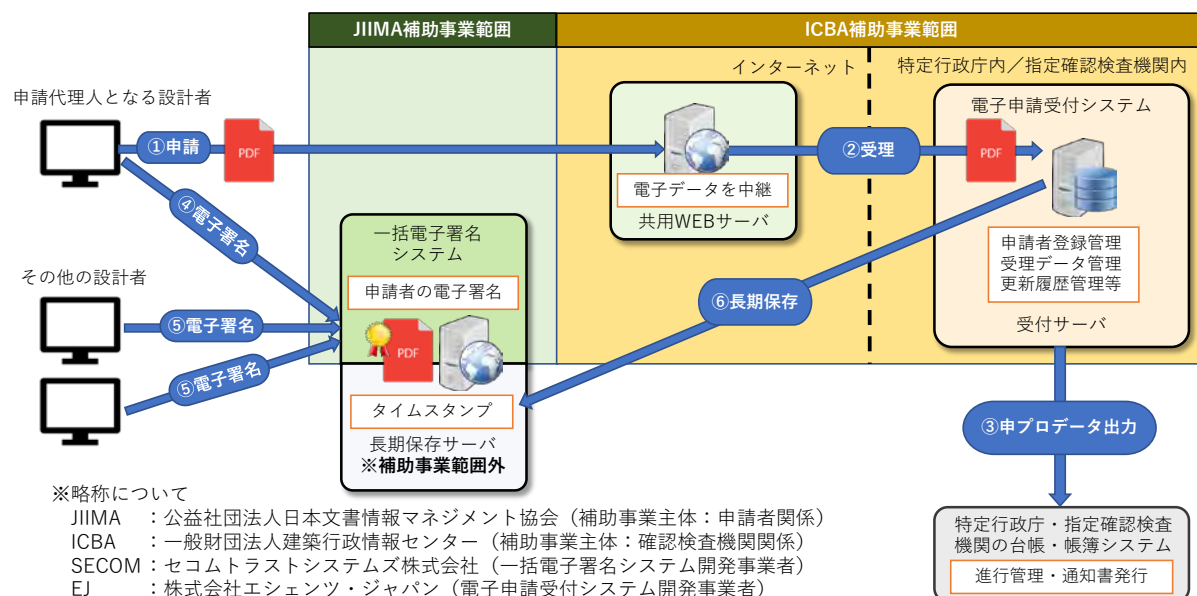
建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）に関する「Q & A」、「正誤表」、「2018 年追補」などを掲載しています。

その他、I C B A が開催する講習会や図書の「正誤表」や「Q & A」を掲載しています。

建築情報システム高度化促進事業（国庫補助事業）

（１）事業目的

簡素な電子申請受付システムを開発し、実務環境での試用を通じて使いやすいものとする
ことにより、小規模な指定確認検査機関を中心に、特定行政庁も含めて電子申請受付開始を
促し、全国の電子申請受付窓口を拡張することを目的とする。



（２）事業期間

令和元年度～令和３年度（予定）

（３）事業主体

公益財団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

（４）現況

指定確認検査機関 12 機関（大臣・地整指定 6、知事指定 6）にて試用中。

※本事業によらず、従前より電子申請受付を実施中の機関は 24 機関

（大臣・地整指定 19、知事指定 5）

（５）主な課題

- ①特定行政庁への展開（事前審査、手数料収納、保存図書へのタイムスタンプ等がネック）
- ②制度運用関係（例：法的に割印が必要な「安全証明書」の送信方法 等）
- ③電子申請開始に伴う業務規程変更認可に必要な情報の共有

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会状況

令和2年9月1日現在

区域	特定行政庁							指定確認検査機関等					建築士法関係団体				合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	その他	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計	
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区		大臣指定	地整指定	知事指定	その他			建築士会	事務所協会		
国・連合会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	1	1	13	13
北海道	1	1		2	14		18			2	1	3	—		1	1	22
青森	1		1	2			4			1		1	—	1	1	2	7
岩手	1		1		6		8			1		1	—				9
宮城	1	1		3			5			2		2	—				7
秋田	1		1	1			3			1		1	—		1	1	5
山形	1			1	2		4			1		1	—				5
福島	1		2		2		5						—	1	1	2	7
茨城	1			5			6		1	2		3	—	1		1	10
栃木	1		1	7			9				1	1	—	1		1	11
群馬	1			1	1		3			1		1	—	1	1	2	6
埼玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	—	1	1	2	26
千葉	1	1	5	8	6		21	1	2	1		4	—				25
東京	1		1	3		19	24	13	3	1	1	18	—	1	1	2	44
神奈川	1	3	3	6			13	3	2	1		6	—	1	1	2	21
新潟	1	1	1	2			5			2		2	—	1		1	8
富山	1		1				2			1		1	—	1	1	2	5
石川	1			1	1		3			1		1	—				4
福井	1		1				2			1		1	—				3
山梨	1			1			2		1	1		2	—				4
長野	1		1	1	2		5			1		1	—	1	1	2	8
岐阜	1		1	2	1		5						—				5
静岡	1	2		4	7		14	1			1	2	—		1	1	17
愛知	1	1	5		11		18	1	1			2	—		1	1	21
三重	1		2	3	1		7			1		1	—				8
滋賀	1		1	6			8		1	1		2	—		1	1	11
京都	1	1		1			3		1	1		2	—				5
大阪	1	2	6	5			14	3	6	1		10	—	1		1	25
兵庫	1	1	2	3			7		2	1		3	—		1	1	11
奈良	1		1	2			4						—		1	1	5
和歌山	1		1				2						—				2
鳥取	1			3			4						—				4
島根	1			2	4		7						—				7
岡山	1		1	5			7						—	1		1	8
広島	1	1	1	2	1		6	1	1	1		3	—	1		1	10
山口	1			6	1		8						—				8
徳島	1						1						—				1
香川	1		1				2						—		1	1	3
愛媛	1		1	3	1		6						—				6
高知	1		1				2			1		1	—				3
福岡	1	2	1	1			5		1	1		2	—		1	1	8
佐賀	1			1			2			1		1	—		1	1	4
長崎	1		2		2		5						—		1	1	6
熊本	1	1		2			4			1		1	—				5
大分	1		1	4			6			1		1	—		1	1	8
宮崎	1			2			3						—				3
鹿児島	1				2		3			1		1	—		1	1	5
沖縄	1		1	4			6			1		1	—				7
計	47	19	50	110	78	19	323	23	23	35	4	85	11	15	22	48	456
機関総数	47	20	68	148	145	23	451	26	39	66	8	139	11	48	48	107	697
入会率	100%	95%	74%	74%	54%	83%	72%	88%	59%	53%	50%	61%	100%	31%	46%	45%	65%